

和解条項

第1項 被告は、消費者との間で、外壁等塗装契約を締結するに際し、別紙契約条

項目録記載の条項を内容とする意思表示を行わない。

第2項 被告は、前項記載の条項が記載された契約書ひな形が印刷された契約書用

紙を直ちに破棄する。

第3項 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配布する。

記

株式会社トーソーコンストラクションは、消費者との間で外壁等塗装契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の条項を含む意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した外壁等塗装契約を行うための事務一切は行わないようにし、当該条項が記載された契約書用紙は全て破棄して下さい。

以上

第4項 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う契約について、問い合わせ又

は協議の申し入れがあった場合には、真摯に対応することを約する。

第5項 被告は、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、真摯に協議に応

じ、解決に向けて努力することを誓約する。

第6項 原告は、その余の請求を放棄する。

第7項 訴訟費用は各自の負担とする。

(別紙)

契約条項目録

御契約書

1 第9条 (遅延損害金)

- (1) 甲が請負代金の支払期日に支払いを遅延した時は、乙は、甲に対し遅延額の年14.6%に相当する遅延損害金を請求することが出来る。
- (2) 乙の責めに帰すべき事由により期間内に契約の目的物を引き渡すことが出来ない時は、甲は、遅延日数1日につき請負代金額（工期内に部分完工引渡しがなされた時は引渡部分に対する請負代金相当額を控除した金額）の1000分の1の損害金を乙に請求することが出来るものとし、実際に発生した損害がこれを、超える場合でも、超過額の請求は出来ないものとする。

2 第10条 (クーリング・オフ)

- (1) お客様が弊社による飛び込み営業をきっかけとしてご契約された場合は、御契約日から8日以内に書面で契約申込の撤回（クーリング・オフ）をすることができるものとする。

3 第11条 (甲の中止又は解除権)

- (1) 甲は、工事が完成するまでは、必要に応じてこの契約を解除することができる。この場合甲は、工事進捗状況に伴う実費清算の他、違約金として契約金の三割を支払うものとする。